

第3回 千りん・タイム(解答)



問1

路側帯には種類が3つあります。しかし、この内1つだけ路側帯を通行できないものがあります。

通行できるものに○、通行できないものに×を書き入れましょう。

正解 ① (○) ② (○) ③ (×)

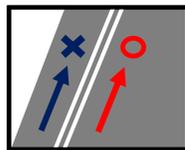
路側帯とは・・・?

歩行者が安全に通行できるように、歩道のない道路に、道路標示（白線）によって区画された部分のことをいいます。

※歩道のある道路で、歩道寄りにある白線は路側帯ではありません。

ポイント

③ 左の絵のような実線2本の路側帯は歩行者用路側帯といって、自転車などの軽車両や自動車・二輪車は、路側帯を通行することができません



問2

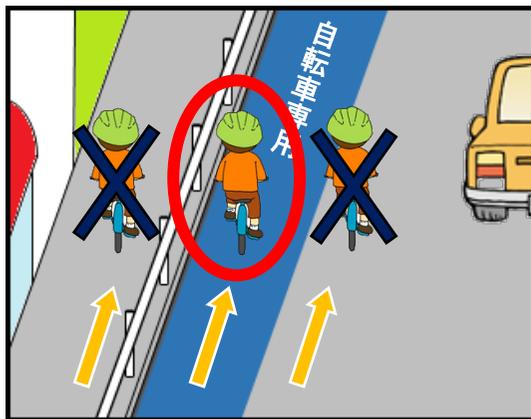
この絵は、普通自転車専用通行帯（車道の端にある青色部分）のある道路です。

自転車が通行できるのはどこでしょうか。

通行できると思う場所を走る自転車を○で囲みましょう。

普通自転車専用通行帯が設けられている道路では、自転車は、普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

しかし、右側に設けられた普通自転車専用通行帯は通行できません。



ポイント

普通自転車専用通行帯には、標識もあるよ！覚えておこう！



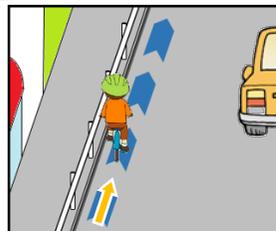
オーバーハング式標識
普通自転車専用通行帯の上（道路の上）についているよ。



路側式標識
歩道など、道路端についているよ。



参考



矢羽根型路面表示

道路端にある矢の羽根のような表示は、道路管理者が設置するもので、法律に定められたものではありませんが、自転車の通行場所と進行方向を示しています。

矢羽根型路面表示があるところでは、表示にならない、車道左端を矢印の方向に通行しましょう。

問3

この絵は、自転車道（車道の部分を縁石やさくなどにより区画した部分）のある道路です。

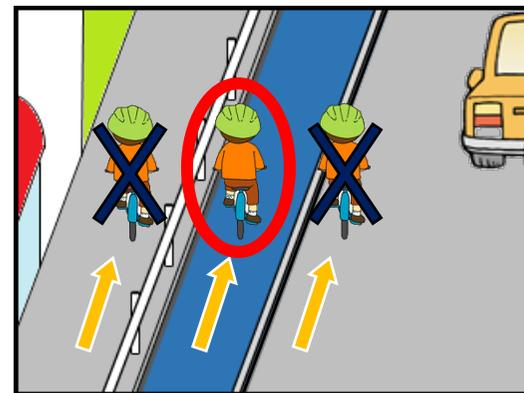
自転車が通行できるのはどこでしょうか。

通行できると思う場所を走る自転車を○で囲みましょう。

自転車道は、自転車の通行のためのスペースであり、自転車道が設けられている道路では、自転車は自転車道を通行しなければなりません。

たとえ道路の片側にしか自転車道がない場合でも、必ずその自転車道を通行しなければなりません。

また、道路の両側に自転車道がある場合には、どちらの自転車道を通行してもかまいません。



ポイント

自転車道は、双方通行することができます。自転車道を通行する際は、自転車道の中央より左側端を通行しましょう。

